

令和5年度岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会
談合等調査審議部会の概要

1 開催日時

令和6年2月6日（火）午前11時30分から午前11時40分まで

2 開催場所

岩手県公会堂 23号室

3 出席者

(1) 委員（2名出席）

吉田 敏恵 部会長、阿部 瑛子 委員

(2) 県側出席者

（出納局総務課）千葉入札課長、引屋敷主事

4 開会

（事務局）

ただいまから、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会談合等調査審議部会を開催します。

これより議事に入りますが、附属機関条例第4条第3項の規定を準用し、部会長が会議の議長を務めることとなりますが、委員改選後、初めての部会ですので、部会長が選任されるまでの間、出納局総務課入札課長の千葉が暫時進行させていただきます。

なお、本日、お手元に配布いたしております資料No.3は、非開示とする資料ですので、各委員におかれましては、御了解をお願いします。

5 議事

(1) 部会長の互選について

（事務局）

それでは、議事(1)の「部会長の互選について」お諮りいたします。

各委員のお手元に「例規集」がございます。

例規集の見出し27番に附属機関条例を掲載しておりますので、適宜、御確認をお願いします。

条例第7条第4項の規定により、条例第4条第1項の規定を準用し、部会長は委員の互選によることとされております。先程の委員会と同様、御推薦を頂戴したいと存じます。

どなたか御推薦はございますか。

【阿部委員】

吉田委員を推薦いたします。

（事務局）

ただいま、阿部委員から吉田委員との御発言がございました。ほかにございますでしょうか。

ほかに御推薦がないようですので、吉田委員を部会長と決定してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、部会長は吉田委員をお願いします。

それでは、条例第4条第3項の規定を準用し、部会長が会議の議長となりますので、吉田部会長は、

議長席にお移り願います。

(2) 職務代理者の指名について

【吉田部会長】

岩手県生協連と岩手県消団連という消費者団体の常任監事をしております吉田と申します。不慣れですが部会長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

次に議事(2)の「職務代理者の指名について」ですが、条例第4条第5項の規定を準用し、部会長が指名することとされております。

職務代理者には、阿部委員を指名します。

阿部委員よろしく願いいたします。

以上をもちまして議事を終了します。

事務局よろしく願いいたします。

6 談合等調査審議部会について

事務局から資料No. 2、3により説明を行った。

[質疑等]

【阿部委員】

談合があった時というのは、このメンバーは法律の専門家でもないのですが、適切に審議できるものなのですか。

(事務局)

県の機関で入札調査委員会を立ち上げ、その中で談合があったかどうか調査したうえで、その結果について調査審議いただくものです。談合があったかどうかの認定ではなく、結果について入札適正化委員会としてどう判断していただくかということになります。

具体的に談合等があれば、警察とか公正取引委員会とか、そちらの方にも当然通報はしていきます。

あくまでも県としての判断といいますか、調査結果をお諮りして御判断いただく形になります。

【吉田委員】

この部会の開催するタイミングは、談合があったら、審議が必要になったらということでしょうか。

委員会は年2回開催ですが、この会はそれに付随して年2回というわけではなくて、適宜ということですか。

(事務局)

談合の疑いが発生した場合に部会を開催し、お諮りするという形になりますので、定期的にというものではありません。

逆に、そういった事実が発覚した場合は随時という形になりますので、その際は日程を調整し、お集まりいただくことになろうかと思えます。

7 閉 会

(事務局)

以上をもちまして、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員談合等調査審議部会を終了します。

ありがとうございました。